

施工条件明示書(特記仕様書)

辰野町役場 建設水道課

工事箇所名: 町道 1523 号線 (辰野町 羽場)

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ、以下の事項について施工条件とする。

本工事の施工にあたっては、長野県土木部制定の土木工事共通仕様書・各種土木工事施工管理基準・土木工事現場必携・出来型管理基準・写真管理基準及び土木工事必携等に基づいて実施すること。

1 工事内容

- (1) 工事概要：金抜き設計書のとおり
- (2) 本工事箇所に関連する測量、設計委託及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

2 工期関係

工期は、令和 8 年 11 月 30 日までとする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3 工程関係

- (1) 本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。
- なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

発注者	工事名	工期または工事内容等	影響箇所	備 考

- (2) 本工事において、施工期間及び施工方法等に下記の制約条件があるため、適切な処置を行うこと。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
工事期間	工期前	工期 15 日前には現場を完成
安全管理	お盆・連休を挟む場合	第三者への安全管理

- (3) 本工事において、下記のとおり関係機関及び地域住民との協議をするものとしている。

関係機関等	事 項	制約内容	時 期
地元区	地元説明会	区内道路の使用期間方法広場使用方法等	工事開始前
警察署・道路管理者	通行制限方法及び道路使用方法	通行規制	工事開始前
教育委員会・消防署	通学路、緊急時の道路使用方法	道路の使用期間方法	工事開始前
住民税務課・教育委員会	ゴミ収集、埋蔵文化財保護	施工時間、施工方法	工事開始前
報道機関(ほたるチャンネル・有線放送・たつの新聞・日報)	広報	道路の使用期間方法	工事開始前

4 用地関係

- (1) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。
- (2) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。

- (3) 請負者側で必要な用地の借用及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に市町村農業委員会等と調整をすること。

5 周辺環境保全関係

- (1) 建設機械は排出ガス対策型機械使用を原則とする。別紙－1『排出ガス対策型機械』のとおり。
- (2) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処置すること。
- (3) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処すること。
- (4) 過積載防止関係
- ① 県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。
 - ② 取引メーカー業者から購入する各種材料（生コン・Ａｓ・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
 - ③ 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。
 - ④ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。
 - ⑤ 工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - 四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける時、過積載を助長することのないようにすること。
 - 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 八 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(5) 水替・流入防止施設

工 種	期 間	内 容

- (6) 本工事施工に伴い発生する排水は、各法令を守り、自然環境等に悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域及び排水用水路等に排水すること。また、排水路等については、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。
- (7) 地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう、掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や、陥没等が生じた場合は公衆災害防止処置を直ちに講じるとともに速やかに監督員に報告すること。
- (8) 現場周辺の井戸位置を確認し、監督員と協議の上、必要に応じ水質等の監視を行うこ

と。これについては、変更対象とする。

6 安全対策関係

- (1) 工事現場に置いては、共通仕様書 1-1-38 に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。
- (3) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。
 - ・仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
 - ・車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- (4) 本工事においては、~~交通管理に必要と判断される誘導員を計上している。ただし、道路管理者等からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合設計変更の対象とする。~~

工 種	配置場所	配置員数	施工時期	備 考

7 工事用道路関係

- (1) 一般道路を使用する場合
公道および私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原型復旧すること。
- (2) 仮設道路を設置する場合
工事終了後、仮設道路は原則撤去するものとする。
- (3) 仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工のうち、設計書に明示した部分は撤去しないものとする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められる場合は撤去方法について協議すること。
- (4) 請負者に起因する工期延長等に伴う、仮設材の損料または賃料期間の設計変更は原則として行わない。
- (5) 付帯工の範囲については、発注者及び管理者との立会い協議により決定する。

8 残土・廃棄物関係

- (1) 本工事の施工において生じる産業廃棄物及び発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。
なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。発生物のうち既設路盤部砕石材は、本工事の発生土埋戻の既設路盤部（上層路盤部は除く）に再使用するの、施工方法等を協議すること。

- (2) 建設発生土

受入場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
辰野町平出 2355-2	任意	5.4 km	辰野町平出残土置き場

残土受入場所については、発注者及び受注者との協議により設計変更の対象とする。
距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

(3) 特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
アスファルト		再利用	処理工場名	塚原石産興業(株)辰野工場 距離 8.2 km		
			数 量	14.2 t		
			直接工事費	処分費 3,400 円 運搬費 円		
セメント・コンクリート塊	無筋 Co	再利用	処理工場	距離 km		
			数 量	t		
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円		
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名			
			数 量	t		
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円		
	二次 製品	再利用	処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t ・ m ³		
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円		
建設資材木材			処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t ・ m ³		
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円		

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
木くず（抜根・伐採材）	再利用	処理工場名	距離 km
		数 量	m ³
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円
汚 泥		処理工場名	距離 km
		数 量	t
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円
その他（金属くず他）		処理工場名	工場 距離 km
		数 量	t ・ m ³
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円

建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記（3）（4）明示金額より低額の場合は設計変更対象とする。

(5) 建設副産物の運搬・処理について

ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。

イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。

ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。

エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト（A、B2、D、E 表）の（写）及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。

オ 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

・記載事項

※該当するものを選択する

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (業者)	業者名				
	住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名				
	住所				
その他	資源化の方法など				

・添付書類

ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し

イ 請負者と処理または運搬業者との契約書の写し

ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

（6）再生資源利用等計画書、実施書の提出

ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。

イ しゅん工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。

ウ 作成は、指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたF Dを添付する。

エ 対象は、量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。ただし、小規模な維持工事を除く。

オ （参考）リサイクル法で定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書	次のような建設資材を搬入する建設工事 1 土砂 1,000m ³ 以上 2 砕石 500t 以上 3 加熱アスファルト混合物 200t 以上
再生資源利用促進計画書	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1 土砂 1,000m ³ 以上 2 コンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材合計 200t 以上

一定規模：特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する工事で、請負代金額が500万円以上のもの

特定建設資材：①コンクリート②コンクリート及び鉄から成る建設資材③木材④アスファルト・コンクリート

（7）残土処理については、作業状況の写真に加え、処分量が分かる資料（1箇所であれば、幅・長の分かる写真、数カ所であれば、一覧表を作り運搬業者からの伝票）を添付する。

9 薬液注入工

該当なし

10 工事支障物関係

- (1) 本工事区間において、支障物件の処置が必要と思われる場合は、工事着手前に現場調査を実施し、発注者及び管理者立会いのもと処置方法等について協議すること。

支障物件	管理者	位 置	工事方法（見込）	時 期

11 品質及び技術管理関係

- (1) 建設資材の品質記録保存

土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。

（現場必携 P. 66）

- (2) 工事カルテ作成、登録について

請負者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする）。また、登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。

- ・受注時登録の提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- ・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
- ・施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内とする。

なお、竣工（完了）時登録済データに対して、訂正（削除）をする場合は、発注者の確認印を押印した発注機関確認書が必要になります。

- (3) 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者またはコンクリート担当技術者がサインした QC 版を入れる。

- (4) コンクリート品質管理の取扱いについて

ア コンクリート担当技術者の配置

- ・請負者は、50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置する。
- ・同技術者は、現場代理人との兼務は不可であるが、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能であり、施工計画書に明示する。

イ 責任分界点からの請負者が行う品質管理

請負者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち合うとともに、その記録及び写真を竣工成果品として提出するものとする。なお、上記において立会の証としてコンクリート担当技術者が必ず写真に写っているものとする。（現場必携 P. 382）

ウ 生コン納品書（伝票）の扱い

- ・生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。
- ・納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。（現場必携 P. 376）

- (5) 技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他指定した構造物に関して、マイクロフィルム製作費（2 本）、縮刷製本費（3 部）が含まれているのでこれらを実施すること。

- (6) 工事に使用する材料の承認

工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。ただし、一括承認済の材料は「材料承認願い」の提出は不要である。

1.2 監督員の実施する検査または試験（土木工事現場必携 p. 330 参照）

監督員が実施する主な段階検査及び試験は下記のとおりである。

該当時には、監督員に必ず立会いを求めること。

項 目	内 容	備 考
起工測量後	丁張り設置状況の確認	
床堀完了時	床堀幅・基準高・土質及び湧水状況・支障物件等の確認	
基礎工施工時	基礎工位置・高さ・形状・寸法等の確認	
型枠組立完了時	型枠工位置・高さ・形状・寸法等の確認	
鉄筋組立完了時	設計寸法との照合・鉄筋径及び間隔等の確認	
主要な施工段階の区切目	工事期間中において適宜	
出来型	出来型数量の実測確認	
その他	監督員が必要と認める段階	

※ 工事完成後に明視できない箇所（不可視部）については、監督員の確認を必ず受けること。

段階確認は、机上で行うこともできる。この場合は請負者が必ず立会い、確認部分の検査記録表及び施工管理資料及び写真を提示すること。

1.3 その他

（１）建設産業における生産システムの合理化

指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

（２）建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年 法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年 法律第127号）に違反する一括下請けその他不適切な形態の下請け契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。

三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者または同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二、及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

（３）下請け契約を実施する場合は、下請け該当金額に関わらず「下請負人通知書」を提出すること。

（４）発注時の工事予定金額が250万円以上の建設工事については、下請け該当金額に関わらず「施工体制台帳」及び「全下請け業者との契約書・内訳書の写し」を提出すること。なお、この金額以下においても、担当監督員が必要と認めた場合は提出を求めるため、承知しておくこと。

（５）労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(6) 建設業退職金制度について

- 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - 三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、建設業者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由および共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
 - 四 建設業者は三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合または請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
 - 六 建退共制度に加入せず、または共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、入札等において考慮することがある。
 - 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努める。
- (8) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等の構造改善対策にも配慮する。
- (9) 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出する。
- (10) 生コンクリートをはじめとして、主要な材料は管内工場の価格により積算しているため、これらを管外から搬入する場合は、協議すること。
- (11) 通行制限実施にあたっては、関係機関及び道路管理担当者と十分協議すること。
- (12) 現場代理人・主任技術者等は、各種約款等に記載された職務内容を迅速、かつ、適切に行うこと。

14 各種調査・試験に対する協力

- (1) 「土木工事共通仕様書」1-1-15に基づき、発注者が自らまたは、発注者が指定する第3者が行う下記調査等及び試験に対して協力しなければならない。
- ア 公共事業労務費調査
- 正確な調査票の提出が行えるよう、労働基準法に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。また、工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- イ 諸経費動向調査
- ウ 施工合理化調査（歩掛実態調査）
- 施工合理化調査に該当となった工種については、発注者から指示があるとともに、技術管理費に当該調査に関わる調査費を計上する。

15 質問書について

設計図書、施工条件明示書、特記仕様書等に関して、質問がある場合は、『質問書』により受け付けます。期間及び受付方法は入札公告記載のとおり。

別紙－１『排出ガス対策型機械』

排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付 建設省経機発第２４９号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用する機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタシャベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。